

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(いじめの認知)

次の場合をいじめとして認知する。

ア) 当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為。

(インターネットを通じて行われるものを含む)

イ) 当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

ウ) 生徒より「いじめ」との訴えのあったもの。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。

オ) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページへ掲載するとともに、入学時や各年度初めに、生徒・保護者・関係機関等に説明をする。

② いじめの早期発見のための措置

ア) いじめの調査等

いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

| | |
|-----------------------------|-----|
| ・生徒対象「学校の生活アンケート」調査 | 年3回 |
| ・保護者対象「学校の生活アンケート」調査 | 年2回 |
| ・教育相談を通じた「学校楽しさチェックアンケート」調査 | 年3回 |
| ・生活ノートの活用 | 適宜 |

イ) いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員に資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導推進委員会」を設置する。

〈 構 成 員 〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年生活指導担当
養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー

〈 活 動 〉

- ・ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ防止に関すること。いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響及びその他にいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・ いじめの防止に係る校内研修を企画し、実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行）

〈 開 催 〉

- ・ 月4回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア) いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。

イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた生徒・保護者に対する支援、および、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ) いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ いじめの解消についての認識

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。次の二つの要件が満たされている必要がある。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、つぎの対処を行う。

ア) 重大事案が発生した旨を、桶川市教育委員会に速やかに報告する。

イ) 教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。

ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実施把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。